

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果（13年分）について

岩手県環境生活部環境保全課

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下「法」という。）第28条第3項に基づき施設の設置者から報告があった、排出ガス、排出水及びばいじん等に含まれるダイオキシン類の測定結果について、法第28条第4項に基づき公表します。

なお、前回の報告（平成14年3月22日）において自主測定状況が「分析中」と報告があった施設からの測定結果の報告等を取りまとめましたので、これらを含めて改めて公表するものです。

1 自主測定結果

各施設に係る自主測定結果の報告状況は、次のとおりです。

【自主測定結果の報告状況（平成13年1月15日から平成14年1月14日採取）】

測定対象媒体	測定対象施設数	自主測定報告数	自主測定実施率(%)	13年分未報告施設数			
				14年報告済	14年未報告	計	
排出ガス	237	218	92.0	6	13	19	
排出水	8	8	100.0	0	0	0	
ばいじん等	ばいじん	126	117	92.9	4	5	9
	焼却灰	223	203	91.0	4	16	20

排出ガスに係る自主測定結果

測定結果は、0.0000064～80ng-TEQ/m³の範囲であり、全て排出基準値以下でした。（基準値：平成12年1月15日以降に設置された施設（新設施設）5ng-TEQ/m³、平成12年1月14日以前に設置された施設（既設施設）80ng-TEQ/m³）

排出水に係る自主測定結果

測定結果は、0.00093～21pg-TEQ/Lの範囲であり、全て排出基準値以下でした。（基準値：新設施設10pg-TEQ/L、既設施設10～50pg-TEQ/L）

ばいじん等に係る自主測定結果

測定結果は、0～210ng-TEQ/gの範囲でした。（平成14年12月1日から適用される廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準値3ng-TEQ/gを上回った施設は22施設でした。）

2 自主測定を実施していない施設

法第28条第1項または第2項に基づく自主測定を実施していなかった施設としては、排出ガス関係で19施設あったが、このうち6施設が14年早期に測定し、その結果を報告済みです。ばいじん等関係では29施設あったが、このうち8施設が14年の測定結果を報告済みです。

3 今後の対応

測定を実施していない施設の設置者に対し、早急に自主測定を実施し、結果を報告するよう重ねて督促するなどの指導をする。

平成14年12月1日から適用される基準値を超過していた施設の設置者に対し、施設改善などの

指導をする。

引き続き、施設の設置者に対し、施設の使用方法、焼却物の選別及び焼却量の適正化等によりできるだけダイオキシン類を低減させるよう指導をする。

4 その他

自主測定結果の一覧表（平成13年分）は、別添のとおりであり、また、環境保全課（全県分）及び各地方振興局保健福祉環境部（管内分）に備え、縦覧に供しています。